

公立大学法人大分県立看護科学大学職員の介護休業等に関する規程

平成18年 4月 1日
規程第 34号

(目的)

- 第1条 この規程は、公立大学法人大分県立看護科学大学就業規則（以下「就業規則」という。）第35条の規定に基づき、公立大学法人大分県立看護科学大学に勤務する職員の介護休業等に関する制度を設けて、家族の介護を行う職員の継続的な勤務の促進を図り、もって職員の職業生活と家庭生活との両立に寄与することを通じて、職員の福祉の増進及び職務の円滑な運営に資することを目的とする。
- 2 この規程に定めのない事項については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。）、その他の関係法令及び諸規程の定めるところによる。

(介護休業)

- 第2条 この規程において、介護休業とは、職員が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障がいにより、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態（以下「要介護状態」という。）にある家族（以下「対象家族」という。）を介護するためにする休業をいう。
- 2 前項に定める対象家族とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
- (1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
 - (2) 父母
 - (3) 子
 - (4) 配偶者の父母
 - (5) 祖父母、兄弟姉妹又は孫
 - (6) 前各号以外で理事長が認めた職員

(介護休業の適用除外者)

- 第3条 次の各号の一に該当する職員は、介護休業をすることができない。
- (1) 日々雇用される職員及び期間を定めて雇用される職員（次に該当する者は除く。）
 - イ 大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号）に基づき任期を定めて採用される教員
 - ロ 介護休業を開始しようとする期間の初日（以下「介護休業開始予定日」という。）から起算して93日（公立大学法人大分県立看護科学大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（以下「勤務時間規程」という。）第3条に規定する休日及び第5条に規定する週休日を含む。（以下、この規程における「日」について同様。)) を経過する日（以下「93日経過日」という。）を超えて引き続き雇用されることが見込まれる者（93日経過日から1年を経過する日までの間に、その労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新がないことが明らかである者を除く。）
 - (2) 育児・介護休業等適用除外に関する労使協定により介護休業の対象から除外することとされた次の職員
 - イ 引き続き雇用された期間が1年に満たない職員
 - ロ 介護休業申出があった日から起算して93日以内に雇用関係が終了することが明らかな職員
 - ハ 1週間の所定勤務日数が2日以下の職員

(介護休業の申出)

第4条 介護休業をしようとする職員は、介護休業を開始しようとする期間の初日（以下「介護休業開始予定日」という。）及び末日（以下「介護休業終了予定日」という。）を明らかにして、当該介護休業開始予定日の2週間前の日までに、書面にて介護休業の申出を理事長に提出しなければならない。

- 2 前項の申出において、当該介護休業の申出に係る介護休業開始予定日とされた日が当該介護休業申出があった日の翌日から起算して2週間を経過する日（以下この項において「2週間経過日」という。）前の日であるときは、当該介護休業開始予定日とされた日から当該2週間経過日までの間のいずれかの日を理事長が当該介護休業開始予定日として指定することができる。
- 3 理事長は、前項の規定により介護休業開始予定日を指定した場合は、理事長は、介護休業開始予定日とされた日（その日が介護休業申出があった日の翌日から起算して3日を経過する日後の日である場合にあっては、当該3日を経過する日）までに、介護休業開始予定日として指定する日を記載した書面を職員に交付しなければならない。

(介護休業期間)

第5条 介護休業をできる期間は、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）とする。

- 2 前項に規定する期間経過後であっても、当該期間内に取得した介護休業期間及び第13条に規定する介護部分休業の実日数が通算93日に満たない場合は、対象家族が要介護状態に該当する限りにおいて、通算93日までは介護休業取得可能な期間とする。
- 3 第1項の指定期間として指定することを希望する期間は、1回につき2週間を下回らないものとする。
- 4 指定期間の通算は、暦に従って計算し、1月に満たない期間は、30日をもって1月とする。

(介護時間)

第5条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間がある場合には当該期間を除く。）において、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

- 2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（公立大学法人大分県立看護科学大学職員の育児休業等に関する規程第21条第1項の育児部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該育児部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。
- 3 介護時間の単位は、30分とする。
- 4 介護時間については、その勤務しない1時間につき、公立大学法人大分県立看護科学大学職員給与規程（以下「給与規程」という。）第19条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額する。

(介護休業期間の終了)

第6条 介護休業を取得している職員が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、介護休業期間はその事由が生じた日（第5号及び第6号に掲げる事由が生じた場合にあっては、その前日）をもって終了する。

- (1) 介護休業終了予定日が到来したとき。
- (2) 介護休業申出に係る対象家族が死亡したとき。

- (3) 離婚、婚姻の取消、離縁等による介護休業申出に係る対象家族と当該介護休業申出をした職員との親族関係の消滅したとき。
 - (4) 介護休業申出をした職員が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障がいにより、当該介護休業申出に係る対象家族を介護することができない状態になったとき。
 - (5) 介護休業申出をした職員について勤務時間規程第22条に規定する産前産後休暇が始まったとき。
 - (6) 介護休業申出をした職員について公立大学法人大分県立看護科学大学職員の育児休業等に関する規程（以下「育児休業規程」という。）に規定する育児休業期間又は新たな介護休業期間が始まったとき。
- 2 前項第2号から第6号に該当することとなった職員は、速やかに、書面にて理事長に届け出なければならない。

（介護休業の期間の延長）

第7条 介護休業の申出をした職員は、介護休業終了予定日の2週間前の日までに、書面にて理事長に申し出ることにより、介護休業終了予定日を1回に限り、介護休業終了予定日とされた日より後の日に変更することができる。

（介護休業の申出回数）

第8条 介護休業の申出は、対象家族一人の一要介護状態につき一回限りとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、再度の申出ができるものとする。
- (1) 介護休業申出をした職員について、新たな介護休業期間が始まったことにより介護休業期間が終了した場合であって、当該新たな介護休業期間が終了する日までに、当該新たな介護休業期間の介護休業に係る対象家族が死亡するに至ったとき又は離婚、婚姻の解消、離縁等により当該新たな介護休業期間の介護休業に係る対象家族と介護休業申出をした職員との親族関係が消滅するに至ったとき。
 - (2) 介護休業申出をした職員について産前産後休暇期間又は育児休業期間が始まったことにより介護休業期間が終了した場合であって、当該産前産後休暇期間（当該産前産後休暇期間中に出生した子に係る育児休業期間を含む。以下この号において同じ。）又は育児休業期間が終了する日までに、当該産前産後休暇期間又は育児休業期間の休業に係る子のすべてが、育児休業等規程第6条第2号又4号のいずれかに該当するに至ったとき。

（介護休業中の身分等）

第9条 介護休業をしている職員は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、介護休業期間中に、業務上の必要により配置換等を行うことがある。

（介護休業期間中の給与の取扱い）

第10条 介護休業をしている期間については、給与を支給しない。

- 2 前項に規定するほか、介護休業をしている職員の給与の取扱いについては、給与規程による。

（職務復帰）

第11条 職員は、介護休業を取得している事由が消滅した場合及び介護休業の期間が終了した場合は、職務に復帰するものとする。

（介護休業申出の撤回）

第12条 介護休業の申出をした職員は、当該介護休業申出に係る介護休業開始予定日とされた日の前日までに書面にて理事長に申し出ることにより、当該申出を撤回することができる。

- 2 前項の規定により介護休業申出の撤回がなされた場合において、当該撤回に係る対象家族についての介護休業申出については、当該撤回後になされる最初の介護休業申出を除き、理事長は、これを拒むことができる。
- 3 介護休業申出がされた後、介護休業開始予定日とされた日の前日までに、第6条第1項第2号から第6号に掲げる事由が生じた場合は、当該介護休業申出はされなかったものとみなす。この場合において、職員は、当該事由が生じた旨を、速やかに書面にて理事長に届け出なければならない。

(介護部分休業)

第13条 この規程において介護部分休業とは、勤務時間規程により定められた所定勤務時間の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間の範囲内で、職員が要介護状態にある対象家族を介護するために必要とされる時間について、1時間単位とする休業をいう。

(介護部分休業の適用除外者)

第14条 前条に規定する部分休業の適用を除外される者は、第3条第2号に規定される職員とする。

(介護部分休業の申出)

- 第15条 介護部分休業を取得しようとする職員は、介護部分休業を開始しようとする日の2週間前の日までに、書面にて介護部分休業に係る申出を理事長に提出しなければならない。
- 2 前項の申出は、必要な期間を包括して申し出なければならない。

(介護部分休業期間)

- 第16条 介護部分休業を取得できる期間は、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、介護休業と介護部分休業を併せて3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間とする。
- 2 前項に規定する期間経過後において、当該期間内に取得した介護休業及び介護部分休業の日数が93日に満たない場合は、介護を必要とする一の継続する状態に該当する限りにおいて、通算93日までは介護部分休業を取得することができる期間とする。
 - 3 介護部分休業の単位は1時間とし、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間（当該介護部分休業と第2条に規定する要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

(介護部分休業期間の終了)

第17条 介護部分休業期間の終了については、第6条第1項各号の規定に準じる。

(介護部分休業中に係る給与の取扱い)

- 第18条 職員が介護部分休業の承認を受けて勤務しない場合は、給与規程第17条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与規程第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
- 2 前項に規定するほか、介護部分休業をしている職員の給与の取扱いについては、給与規程による。

(勤務時間以外の勤務の制限)

第19条 要介護状態にある対象家族を介護する職員が、当該対象家族を介護するために請求したときの時間外勤務及び深夜勤務の取扱いは、勤務時間規程第9条の規定による。

(不利益取扱いの禁止)

第20条 職員は、介護休業又は介護部分休業を申し出たこと、若しくは取得したことを理由として、解雇その他の不利益な取扱いを受けない。

(証明書類の提出)

第21条 理事長は、介護休業及び介護部分休業について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。

(その他)

第22条 この規程に定めるもののほか、介護休業及び介護部分休業に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月19日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。